

2011年7月京阪神北陸事業統合にあたり、「食品添加物自主基準」を統一しましたが、この間、日本生協連で添加物の再評価を検討していました。2012年12月に概ね再評価が終了したため、基準改定原案（新添加物基準）が提案されました。それに伴い、大学生協食品添加物自主基準の見直しいたします。

#### 【食品添加物に対する基本的考え方】

- 日本生協連の基準に遵守する。
- 使用せずに済むものは使用しない。
- 安全性に問題のあるものは使用しない。又は日生協の評価を待って再検討を行う。

#### 【対象とする範囲】

- 食堂は、61（メニュー）分類・68（ケイタリング）分類全てについて本基準を遵守します。
- コンビニは、07分類・08分類・09分類で供給する仕入れ商品について本基準を遵守します。

#### 【運用上の確認事項】

- 食堂PB食材開発については、基本的に不使用・使用制限を含めて使用しないこととする。
- 日本生協連で安全確認ができ、一般添加物に移行したものは大学生協としても管理添加物としない。
- コンビニの弁当・おにぎり・サンドイッチは、継続利用が多いもので、できる限り使用制限添加物まで含めて不使用にするよう努める。
- ただし、大学生協としての取り組み強化目的で使用しないものがあり、運用上、自主基準としますが、他地区との調整事項とします。（内規基準）

#### <基準の見方>

【不使用】	・全ての61（メニュー）分類・68（ケイタリング）分類で <b>使用しません</b> （採用しないこと）。 ・07（食品・菓子）分類、08（パン・飲料）分類、09（飲料・デザート）、10（自販機）分類で <b>使用できません</b>	（×印） （×印）
【使用制限】	・全ての61（メニュー）分類・68（ケイタリング）分類で <b>使用しません</b> （採用しないこと）。 ・コンビニでPB商品については <b>使用しません</b> ・代替商品がなく、やむを得ず使用する <b>場合がある</b> （対象商品 <b>のみ</b> の使用に限る）	（×印） （△印）
【運用上で不使用】	・大学生協として <b>戦略的に使用しないもの</b> （食堂食材7品目・コンビニ5品目） ただし、他地区との調整事項とします。	（×印）



【甘味料】

	食品添加物名	食料基準		コンビニ基準		食堂食料コメント	CV食品コメント
		使用制限		使用制限			
33	ステビア抽出物	使用制限	×	使用制限	△	既存登録商品を認める。今後の取扱いは決定内容で進める	
34	ステビア末	使用制限	×	使用制限	△		
35	カンゾウ抽出物	使用制限	×	使用制限	△		
36	酵素分解カンゾウ	使用制限	×	使用制限	△		
37	カンゾウ末	使用制限	×	使用制限	△		
38	ブラジルカンゾウ抽出物	使用制限	×	使用制限	△		
39	α-グルコシルトランスフェラーゼ処理ステビア	使用制限	×	使用制限	×		
40	Lラムノース	使用制限	×	使用制限	×		

【増粘安定剤】

	食品添加物名	食料基準		コンビニ基準		食堂食料コメント	CV食品コメント
		使用制限		使用制限			
41	カラギナン	使用制限	△	使用制限	△	アイスクリーム類・ゼリー類・ケーキ類などのデザートに限定しての使用とする。	アイスクリーム類・ゼリー類・ケーキ類などのデザートに限定しての使用とする。
42	サイリウムシードガム	使用制限	×	使用制限	×		
43	ファーセララン	使用制限	×	使用制限	×		
44	ウェランガム	使用制限	×	使用制限	×		
45	エレミ樹脂	使用制限	×	使用制限	×		
46	レバン	使用制限	×	使用制限	×		

【ガムベース】

	食品添加物名	食料基準		コンビニ基準		食堂食料コメント	CV食品コメント
		使用制限		使用制限			
47	マスチック	使用制限	×	使用制限	×		

【防カビ剤】

	食品添加物名	食料基準		コンビニ基準		食堂食料コメント	CV食品コメント
		使用制限		使用制限			
48	オルトフェニールフェノール (OPP) オルトフェニールフェノールナトリウム (OPP-Na)	使用制限	△	使用制限	×	連合としての輸入果実に認める。	
49	チアベンダゾール (TBZ)	使用制限	△	使用制限	×		
50	イマザリル	使用制限	△	使用制限	×		

【乳化剤】

	食品添加物名	食料基準		コンビニ基準		食堂食料コメント	CV食品コメント
		使用制限		使用制限			
51	ポリソルベート20	使用制限	×	使用制限	×		
52	ポリソルベート60	使用制限	×	使用制限	×		
53	ポリソルベート65	使用制限	×	使用制限	×		
54	ポリソルベート80	使用制限	×	使用制限	×		

【運用上で不使用にしたもの】\*大学生協としての取組み強化をその目的とします。（食堂食材のみ対象）

※運用上、自主基準としますが、他地区との調整事項とします。

	食品添加物名	新基準運用上使用不可		コメント
		食材基準	コンビニ基準	
1	食用赤色2号及びそのアルミニウムレーキ	×	○	
2	食用赤色3号及びそのアルミニウムレーキ	×	○	
3	食用赤色102号	×	○	
4	食用青色1号及びそのアルミニウムレーキ	×	○	
5	食用緑色3号及びそのアルミニウムレーキ	×	○	
6	アスパルテーム（甘味料）	×	○	*食堂食材は、食品添加物表示が不可能なため、フェニルケトン尿症患者への対応として、キャリーオーバーを含め使用しない。
7	L-フェニルアラニン（強化剤）	×	○	*食堂食材は、食品添加物表示が不可能なため、フェニルケトン尿症患者への対応として、キャリーオーバーを含め使用しない。